

|                 |   |       |
|-----------------|---|-------|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 4年11月 2日   | 第176号 |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市長官邸<br>発行人 名古屋市長官邸 |       |

| 目   | 次  | ページ |
|---|----|-----|
| <b>規 則</b>  |    |     |
| ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則<br>(住都・総務課) (第114号)   | 6  |     |
| ○ 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則<br>(観光・総務課) (第115号)  | 9  |     |
| ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則<br>(総務・行政改革推進室) (第116号)  | 11 |     |
| ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の<br>派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の<br>特定法人を定める規則の一部を改正する規則<br>(総務・行政改革推進室) (第117号) | 12 |     |
| ○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則<br>(緑土・総務課) (第118号)  | 14 |     |
| <b>告 示</b>  |    |     |
| ○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の<br>公募及び入居者決定の抽せん<br>(健福・高齢福祉課) (第617号)  | 17 |     |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永<br>住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関<br>する法律による介護機関の指定<br>(健福・保護課) (第618号)              | 22 |     |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永<br>住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関<br>する法律による指定介護機関の変更<br>(健福・保護課) (第619号)            | 23 |     |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永<br>住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関<br>する法律による指定介護機関の廃止<br>(健福・保護課) (第620号)            | 26 |     |
| ○ 道路に関する告示<br>(緑土・道路利活用課) (第621号)   | 29 |     |
| ○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者<br>決定の抽せん<br>(健福・障害企画課) (第622号)   | 39 |     |
| ○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居<br>者決定の抽せん<br>(子青・子ども未来企画室) (第623号)   | 44 |     |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の指定<br>(健福・介護保険課) (第624号)   | 48 |     |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止<br>(健福・介護保険課) (第625号)   | 52 |     |

|  |             |         |    |
|--|-------------|---------|----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定   | (健福・保護課)    | (第626号) | 55 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課)    | (第627号) | 58 |
| ○ 生活保護法による指定医療機関の変更  | (健福・保護課)    | (第628号) | 60 |
| ○ 生活保護法による指定医療機関の廃止  | (健福・保護課)    | (第629号) | 61 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定   | (健福・保護課)    | (第630号) | 62 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 | (健福・保護課)    | (第631号) | 64 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了  | (住都・開発指導課)  | (第632号) | 65 |
| ○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託  | (緑土・農業センター) | (第633号) | 66 |
| ○ 名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の定款の変更認可  | (住都・市街地整備課) | (第634号) | 67 |

#### 達

|                    |              |        |    |
|--------------------|--------------|--------|----|
| ○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 | (総務・行政改革推進室) | (第32号) | 68 |
| ○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 | (総務・行政改革推進室) | (第33号) | 69 |

#### 教 育 委 員 会 告 示

|                   |  |        |    |
|-------------------|--|--------|----|
| ○ 教育委員会定例会の開催について |  | (第28号) | 70 |
|-------------------|--|--------|----|

#### 上 下 水 道 局 管 理 規 程

|                      |  |        |    |
|----------------------|--|--------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正 |  | (第26号) | 71 |
|----------------------|--|--------|----|

#### 交 通 局 告 示

|   |  |        |    |
|---|--|--------|----|
| ○ 「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について |  | (第12号) | 72 |
| ○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について                   |  | (第13号) | 75 |

#### 公 告

|                                 |            |  |    |
|---------------------------------|------------|--|----|
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (経済・地域商業課) |  | 76 |
| ○ 令和4年度名古屋市職員第1類採用試験公告          | (人事・任用課)   |  | 78 |

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 114号）
  - 1 改正内容
    - 市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。
  - 2 施行期日
    - 令和 5年 1月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中前浪荘の項を改める部分は令和 4年11月 1日から施行します。
  
- 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則（第 115号）
  - 1 改正内容
    - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。
  - 2 施行期日
    - 令和 5年 4月 1日から施行します。
  
- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 116号）
  - 1 改正内容
    - 観光文化交流局観光交流部主幹（G 7誘致等に係る企画調整）を廃止します。（第 9条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 4年11月 1日から施行します。
  
- 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第 117号）

1 改正内容

- (1) 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会の委員会名称の変更に伴い、名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の規定を整理します。（第2条関係）
- (2) 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会の委員会名称の変更に伴い、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第8号）の規定を整理します。（別表第1関係）

2 施行期日

令和4年11月1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第118号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部改正に伴い、行為の許可に係る規定の整備を行います。（第3条、第4条、第8の3及び第5号様式関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第7条、第10条及び第18条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

---

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第32号）

1 改正内容

観光文化交流局観光交流部MICE推進室主査（G7誘致等に係る企画調整）3名を廃止します。（第1条関係）

2 施行期日

令和 4年11月 1日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第33号）

1 改正内容

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会の委員会名称の変更に伴い、規定を整理します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 4年11月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 114 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表緑ヶ丘荘の項中

|      |        |         |    |   |        |        |     |    |
|------|--------|---------|----|---|--------|--------|-----|----|
| 5 階建 | 昭和40年度 | 115     | を  | 「 | 5 階建   | 昭和40年度 | 115 | に改 |
|      | 昭和41年度 | 45      |    |   | 昭和41年度 | 45     |     |    |
|      | 昭和47年度 | 80      |    |   | 昭和47年度 | 80     |     |    |
|      |        | 令和 2 年度 | 70 |   |        |        |     |    |

める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表前浪荘の項中

「  
17号から 204 号まで、  
1001号から1038号まで  
及び5201号から5220号  
まで  
」

を

「  
17号から25号まで、27  
号から45号まで、47号  
から64号まで、66号か  
ら84号まで、86号から  
98号まで、100 号から  
116 号まで、118 号か  
ら 136 号まで、138 号  
から 149 号まで、151  
号から 154 号まで、  
156 号から 167 号ま  
で、169 号から 186 号  
まで、188 号から 192  
号まで、194 号から  
204 号まで、1001号か  
ら1038号まで及び5201  
号から5220号まで  
」

に改め、同表

緑ヶ丘荘の項中

「  
501 号から 510 号ま  
で、801 号から 814 号  
まで、901 号から 905  
号まで及び1001号から  
1016号まで  
」

を

「  
1 号から33号まで、  
501 号から 510 号ま  
で、801 号から 814 号  
まで、901 号から 905  
号まで及び1001号から  
1016号まで  
」

に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布

の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中前浪荘の項を改める部分は令和4年11月1日から施行する。

- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 115 号

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市民会館条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市文化小劇場条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部改正)

第 3 条 名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成 8 年名古屋市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部改正)

第4条 名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成6年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市民御岳休暇村条例施行細則の一部改正）

第5条 名古屋市民御岳休暇村条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則の一部改正）

第6条 名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市文化のみち榎木館条例施行細則の一部改正）

第7条 名古屋市文化のみち榎木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市場輝荘条例施行細則の一部改正）

第8条 名古屋市場輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市国際展示場条例施行細則の一部改正）

第9条 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋国際会議場条例施行細則の一部改正）

第10条 名古屋国際会議場条例施行細則（平成2年名古屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第116号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表観光文化交流局観光交流部G7誘致等に係る企画調整の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月27日

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋市規則第117号

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

(名古屋市事務分掌条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則(平成12年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条 総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室の項第6号中「公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会」を「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則(平成14年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

を

」

「

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 118 号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「都市公園内における同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為について市長」を「同条第 1 項本文」に改め、同条第 3 項中「市長」の次に「（前項の許可に係る場合にあつては、指定管理者）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の許可については、指定管理者が市長と協議して定める様式によることができる。

第 3 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、条例別表第 3 に掲げる公園施設（以下「条例別表第 3 施設」という。）のうち東山公園展望塔以外の公園施設における条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる行為の許可の申請については、指定管理者が

市長と協議して別に定める様式によることができる。

第4条第2項中「第4条第1項の規定により市長」を「第4条第1項本文」に改め、同条第3項中「、第2項」を「、前項」に、「及び第4項」を「から第5項まで」に改める。

第7条第1項中「条例別表第3に掲げる公園施設（以下「」及び「」という。）」を削る。

第8条の3中「第4条第1項第1号から第3号までの」を「第4条第1項各号に掲げる」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「1,300円」の次に「（都市公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき8円（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（以下「河川区域」という。）内の都市公園を利用する場合にあっては、6円）を加算した額）」を加え、同条第2号中「映画」を「動画」に改め、「15,000円」の次に「（都市公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき8円（河川区域内の都市公園を利用する場合にあっては、6円）を加算した額）」を加え、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合

ア 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合 1平方メートル1日につき 65円

イ その他の場合 1平方メートル1日につき 8円（河川区域内の都市公園を利用する場合にあっては、6円）

(4) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合 1平方メートル1日につき 65円

第10条第1項第1号ただし書中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改め、同項第5号中「白鳥公園駐車場」の次に「及び鶴舞公園駐車場」を加える。

第18条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5号様式中「第3条第1項及び第3項」を「第3条第1項及び第4項」に改め、「面積」の次に「及び数量」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく許可の申請その他名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第43号）による改正後の名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項各号に掲げる行為をするために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

## 名古屋市告示第 617号

### 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募 及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 5年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
  - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
  - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
  - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支接受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
  - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

## 2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

### (1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入) であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

## (2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 4年10月31日（月）から同年11月15日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

## (3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 4年11月 1日（火）から同月15日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 4年12月14日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 119戸

改良住宅

空家住宅 3戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、次に該当するもの

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 14戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 618号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名   | 所 在 地             | 指定年月<br>日      |
|-------------|-------------------|----------------|
| エンゼル薬局名古屋南店 | 名古屋市南区豊田一丁目36番 6号 | 令和 4年<br>9月 2日 |

2 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

| 介 護 機 関 名                       | 所 在 地             | 指定年月<br>日      |
|---------------------------------|-------------------|----------------|
| 守山ケアハートガーデン<br>グループホームつづみの<br>丘 | 名古屋市守山区百合が丘3005番地 | 令和 4年<br>9月 9日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 619号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

|           |                   |                    |
|-----------|-------------------|--------------------|
| 介護事業者の名称  | サンライトガーデン株式会社     |                    |
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市天白区島田黒石 503番地 |                    |
| 介護事業所の名称  | サンライトガーデン枇杷島ケア    |                    |
| 介護事業所の所在地 | 旧                 | 名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号 |
|           | 新                 | 名古屋市西区枇杷島四丁目26番22号 |
| 変更年月日     | 令和 4年 9月 1日       |                    |

2 訪問看護

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 介護事業者の名称  | サンライトガーデン株式会社     |
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市天白区島田黒石 503番地 |
| 介護事業所の名称  | サンライトガーデン枇杷島ナース   |

|           |          |                    |
|-----------|----------|--------------------|
| 介護事業所の所在地 | 旧        | 名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号 |
|           | 新        | 名古屋市西区枇杷島四丁目26番22号 |
| 変更年月日     | 令和4年9月1日 |                    |

### 3 訪問看護及び介護予防訪問看護

|           |                    |                  |
|-----------|--------------------|------------------|
| 介護事業者の名称  | 株式会社N・フィールド        |                  |
| 介護事業者の所在地 | 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 |                  |
| 介護事業所の名称  | 訪問看護ステーションデューン熱田   |                  |
| 介護事業所の所在地 | 旧                  | 名古屋市熱田区伝馬一丁目7番6号 |
|           | 新                  | 名古屋市熱田区神宮二丁目6番5号 |
| 変更年月日     | 令和4年8月24日          |                  |

|           |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 介護事業者の名称  | 株式会社u p - L i f e |                   |
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市名東区望が丘304番地の2 |                   |
| 介護事業所の名称  | 訪問看護ステーションはーと     |                   |
| 介護事業所の所在地 | 旧                 | 名古屋市名東区一社四丁目142番地 |
|           | 新                 | 名古屋市名東区望が丘304番地の2 |
| 変更年月日     | 令和4年8月1日          |                   |

### 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

|           |                    |                            |
|-----------|--------------------|----------------------------|
| 介護事業者の名称  | 医療法人善樹会            |                            |
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市守山区喜多山一丁目6番18号 |                            |
| 介護事業所の名称  | 旧                  | 樋口整形外科通所リハビリテーション          |
|           | 新                  | 樋口整形外科人工関節クリニック通所リハビリテーション |
| 介護事業所の所在地 | 名古屋市守山区喜多山一丁目6番18号 |                            |
| 変更年月日     | 令和4年7月10日          |                            |

### 5 特定施設入居者生活介護

|           |   |                        |
|-----------|---|------------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社シダー                |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 福岡県北九州市小倉北区大島一丁目 7番19号 |
|           | 新 | 福岡県北九州市小倉北区足立二丁目 1番 1号 |
| 介護事業所の名称  |   | ラ・ナシカあらこがわ             |
| 介護事業所の所在地 |   | 名古屋市港区高木町 4丁目34番地の 1   |
| 変更年月日     |   | 令和 4年 9月 1日            |

## 6 居宅介護支援事業

|           |   |                     |
|-----------|---|---------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 社会福祉法人フジ福祉会         |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市名東区高間町 135番地    |
| 介護事業所の名称  | 旧 | 名東パラダイス居宅介護支援事業所    |
|           | 新 | パラダイス居宅介護支援事業所      |
| 介護事業所の所在地 |   | 名古屋市名東区名東本通 5丁目 8番地 |
| 変更年月日     |   | 令和 4年10月 1日         |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 620号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地              | 廃止年月日           |
|------------------|--------------------|-----------------|
| アイウイッシュ指定訪問介護事業所 | 名古屋市中川区法華西町64番地の 1 | 令和 4年<br>10月 1日 |

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地                        | 廃止年月日          |
|-----------|------------------------------|----------------|
| 藤井・こすが歯科  | 名古屋市千種区鍋屋上野町字東脇<br>1033番地の 2 | 令和 4年<br>8月31日 |
| 會田歯科      | 名古屋市昭和区川原通 8丁目17番地           | 平成31年          |

|      |                        |                 |
|------|------------------------|-----------------|
|      |                        | 4月 1日           |
| 水野歯科 | 名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の<br>1 | 令和 4年<br>10月31日 |

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地                        | 廃止年月<br>日       |
|-----------|------------------------------|-----------------|
| 藤井・こすが歯科  | 名古屋市千種区鍋屋上野町字東脇<br>1033番地の 2 | 令和 4年<br>8月31日  |
| 會田歯科      | 名古屋市昭和区川原通 8丁目17番地           | 平成31年<br>4月 1日  |
| 水野歯科      | 名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の<br>1       | 令和 4年<br>10月31日 |

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地                        | 廃止年月<br>日       |
|-----------|------------------------------|-----------------|
| 藤井・こすが歯科  | 名古屋市千種区鍋屋上野町字東脇<br>1033番地の 2 | 令和 4年<br>8月31日  |
| 花木歯科医院    | 名古屋市北区水切町 6丁目89番地            | 令和 4年<br>9月 1日  |
| 會田歯科      | 名古屋市昭和区川原通 8丁目17番地           | 平成31年<br>4月 1日  |
| 水野歯科      | 名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の<br>1       | 令和 4年<br>10月31日 |

### 5 居宅介護支援事業

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地 | 廃止年月<br>日 |
|-----------|-------|-----------|
|           |       |           |

|                    |                          |                 |
|--------------------|--------------------------|-----------------|
| なでしこ指定居宅介護支援事業所    | 名古屋市瑞穂区彌富町字月見ヶ岡 2<br>番地  | 令和 4年<br>8月31日  |
| アイウイッシュ指定居宅介護支援事業所 | 名古屋市中川区法華西町64番地の 1       | 令和 4年<br>10月 1日 |
| 香南パラダイス居宅介護支援事業所   | 名古屋市名東区香南二丁目1301番 1<br>号 | 令和 4年<br>9月30日  |

#### 6 予防専門型訪問サービス

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地              | 廃止年月<br>日       |
|------------------|--------------------|-----------------|
| アイウイッシュ指定訪問介護事業所 | 名古屋市中川区法華西町64番地の 1 | 令和 4年<br>10月 1日 |

#### 7 生活支援型訪問サービス

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地              | 廃止年月<br>日       |
|------------------|--------------------|-----------------|
| アイウイッシュ指定訪問介護事業所 | 名古屋市中川区法華西町64番地の 1 | 令和 4年<br>10月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第621号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和4年10月24日から道路の供用を開始し、及び廃止します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

| 道路の種類 | 整理番号 | 路線名        | 道路の区域  |              |                    | 摘要  |
|-------|------|------------|--|--------------|--------------------|-----|
|       |      |            | 区間   | 延長<br>キロメートル | 幅員<br>メートル         |     |
| 市道    | 1    | 森の里一丁目第1号線 | 名古屋市緑区森の里一丁目108番の1地先から<br>名古屋市緑区南大高一丁目101番地先まで | 0.450        | 7.32<br>～<br>18.08 | 第1図 |

2 路線の認定

| 道路の種類 | 整理番号 | 路線名             | 道路の区域   |              |            | 摘要  |
|-------|------|-----------------|---|--------------|------------|-----|
|       |      |                 | 区間  | 延長<br>キロメートル | 幅員<br>メートル |     |
| 市道    | 1    | 戸田明正一丁目自転車歩行者道線 | 名古屋市中川区戸田明正一丁目1609番地先から<br>名古屋市中川区戸田一丁目208番地先まで | 0.200        | 4.00       | 第2図 |

### 3 路線の一部廃止及び供用廃止

| 整理<br>符号 | 路線名       | 起<br>終<br>点                              | 摘<br>要     |
|----------|-----------|--|------------|
| ア        | 師長田辺下山町中線 | 起点 名古屋市瑞穂区師長町95番地先<br>終点 名古屋市瑞穂区師長町19番地先 | 第 3<br>附 図 |

### 4 路線の廃止

| 整理<br>番号 | 路線名       | 起<br>終<br>点  | 摘<br>要     |
|----------|-----------|--|------------|
| 1        | 萩山町第14号線  | 起点 名古屋市瑞穂区萩山町4丁目7番の1地先<br>終点 名古屋市瑞穂区萩山町4丁目39番地先    | 第 3<br>附 図 |
| 2        | 山崎川右岸線第2号 | 起点 名古屋市瑞穂区萩山町4丁目39番地先<br>終点 名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目28番の1地先   |            |
| 3        | 萩山町第16号線  | 起点 名古屋市瑞穂区萩山町4丁目44番地先<br>終点 名古屋市瑞穂区山下通5丁目1番地先      |            |
| 1        | ナラ号線      | 起点 名古屋市中川区下之一色町字三角16番地先<br>終点 名古屋市中川区下之一色町字三角14番地先 | 第 4<br>附 図 |

### 5 道路の区域変更及び供用開始

| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路線名  | 道 路 の 区 域  |                            |                                      |                            | 摘<br>要     |
|---------------|----------|------|--|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|------------|
|               |          |      | 区<br>間   | 変<br>更<br>の<br>前<br>後<br>別 | 延<br>長<br>キ<br>ロ<br>メ<br>ー<br>ト<br>ル | 幅<br>員<br>メ<br>ー<br>ト<br>ル |            |
| 県道            | A        | 港中川線 | 名古屋市港区熱田前新田字中川東291番の3地先から<br>名古屋市港区熱田前新田字中川西272番の6地先まで | 前                          | 0.073                                | 30.00<br>～<br>37.25        | 第 5<br>附 図 |
|               | B        |      |  | 後                          | 0.164                                | 31.07<br>～<br>39.56        |            |
|               | A        |      | 前  | 0.073                      | 30.00<br>～<br>37.25                  |                            |            |
|               | C        |      | 後  | 0.124                      | 28.89<br>～<br>29.74                  |                            |            |
|               |          |      | 名古屋市港区築三町一丁目36番地先から<br>名古屋市港区築三町一丁目27番の18地先まで          | 前                          | 0.124                                | 31.73<br>～<br>33.62        |            |
|               |          |      |  | 後                          | 0.124                                | 31.73<br>～<br>33.62        |            |

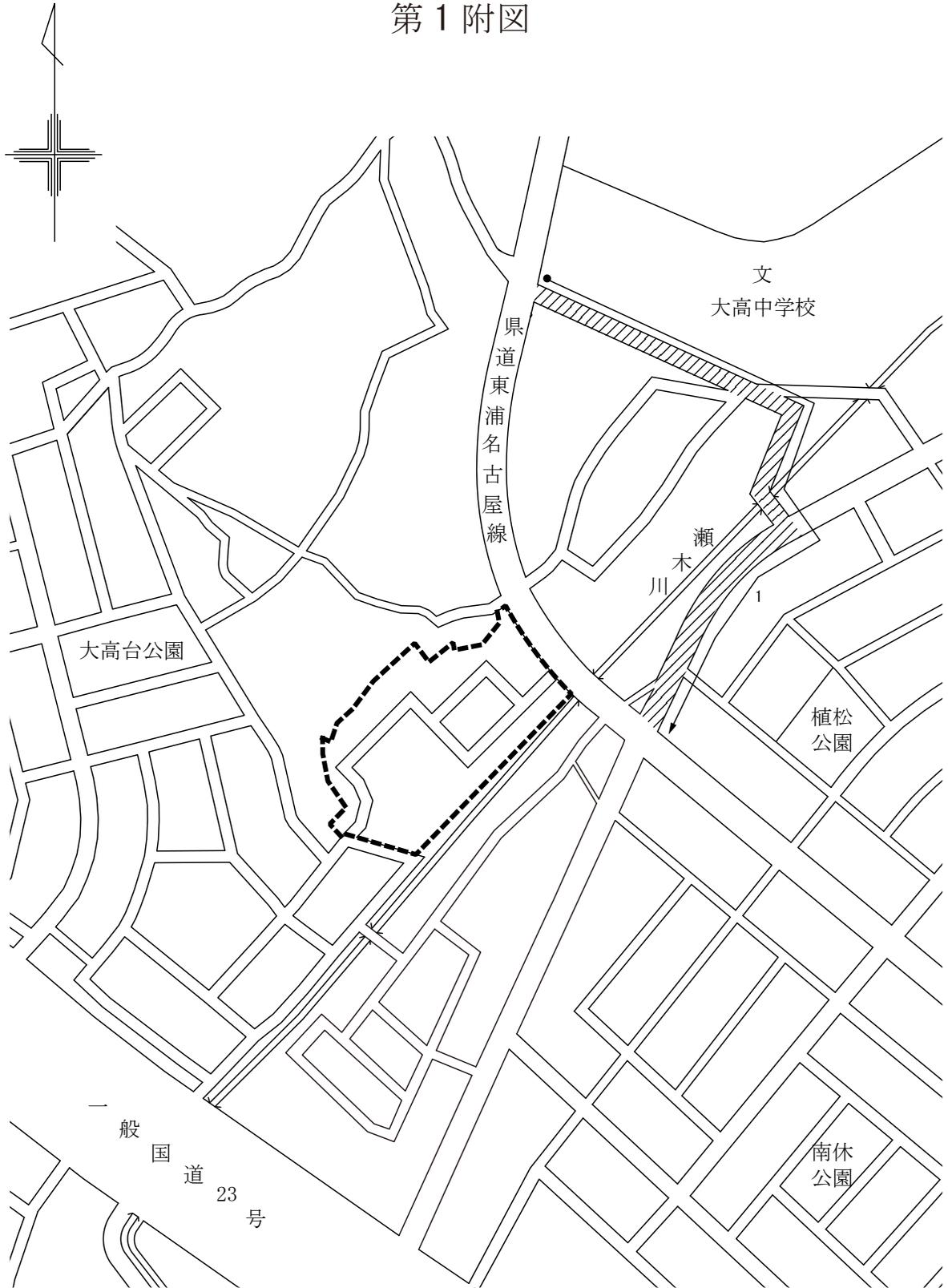
|    |                          |        |                               |       |                  |                  |        |
|----|--------------------------|--------|-------------------------------|-------|------------------|------------------|--------|
|    | D                        |        | 名古屋市港区築三町二丁目<br>1番の2地先から      | 前     | 0.094            | 29.60<br>～ 29.74 |        |
|    |                          |        | 名古屋市港区築三町二丁目<br>9番の3地先まで      | 後     | 0.094            | 30.12<br>～ 31.73 |        |
| 市道 | E                        | 中川運河西線 | 名古屋市港区熱田前新田字<br>中川西272番の3地先から | 前     | 0.011            | 20.89            |        |
|    |                          |        | 名古屋市港区熱田前新田字<br>中川西272番の3地先まで | 後     | 0.011            | 23.00            | 隔切りの拡幅 |
|    | A                        | 名古屋環状線 | 名古屋市港区熱田前新田字<br>中川西272番の6地先から | 前     | 0.073            | 30.00<br>～ 37.25 |        |
|    | B                        |        |                               |       | 0.164            | 31.07<br>～ 39.56 |        |
|    | A                        |        |                               | 後     | 0.073            | 30.00<br>～ 37.25 |        |
|    | C                        |        | 名古屋市港区築三町一丁目<br>27番の18地先まで    | 前     | 0.124            | 28.89<br>～ 29.74 |        |
|    |                          |        |                               | 後     | 0.124            | 31.73<br>～ 33.62 |        |
|    | D                        |        | 名古屋市港区築三町二丁目<br>9番の3地先から      | 前     | 0.094            | 29.60<br>～ 29.74 |        |
|    |                          | 後      |                               | 0.094 | 30.12<br>～ 31.73 |                  |        |
|    | A                        | 金城埠頭線  | 名古屋市港区熱田前新田字<br>中川東291番の3地先から | 前     | 0.073            | 30.00<br>～ 37.25 |        |
|    | B                        |        |                               |       | 0.164            | 31.07<br>～ 39.56 |        |
|    | A                        |        |                               | 後     | 0.073            | 30.00<br>～ 37.25 |        |
|    | C                        |        | 名古屋市港区築三町一丁目<br>36番地先から       | 前     | 0.124            | 28.89<br>～ 29.74 |        |
|    |                          |        |                               | 後     | 0.124            | 31.73<br>～ 33.62 |        |
| D  | 名古屋市港区築三町二丁目<br>1番の2地先から |        | 前                             | 0.094 | 29.60<br>～ 29.74 |                  |        |
|    |                          |        | 後                             | 0.094 | 30.12<br>～ 31.73 |                  |        |

## 6 道路の区域変更

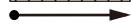
| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路線名    | 道路の区域  |                |              | 摘要                  |            |
|---------------|----------|--------|--|----------------|--------------|---------------------|------------|
|               |          |        | 区<br>間   | 変更<br>の前<br>後別 | 延長<br>キロメートル |                     | 幅員<br>メートル |
| 県道            | A        | 東浦名古屋線 | 名古屋市緑区南大高一丁目<br>101番地先から<br><br>名古屋市緑区森の里一丁目<br>108番の1地先まで | 前              | 0.325        | 20.00<br>～<br>29.20 | 第 6<br>附 図 |
|               | B        |        |  |                | 0.450        | 7.26<br>～<br>18.08  |            |
|               | A        |        |  | 後              | 0.325        | 20.00<br>～<br>29.20 |            |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

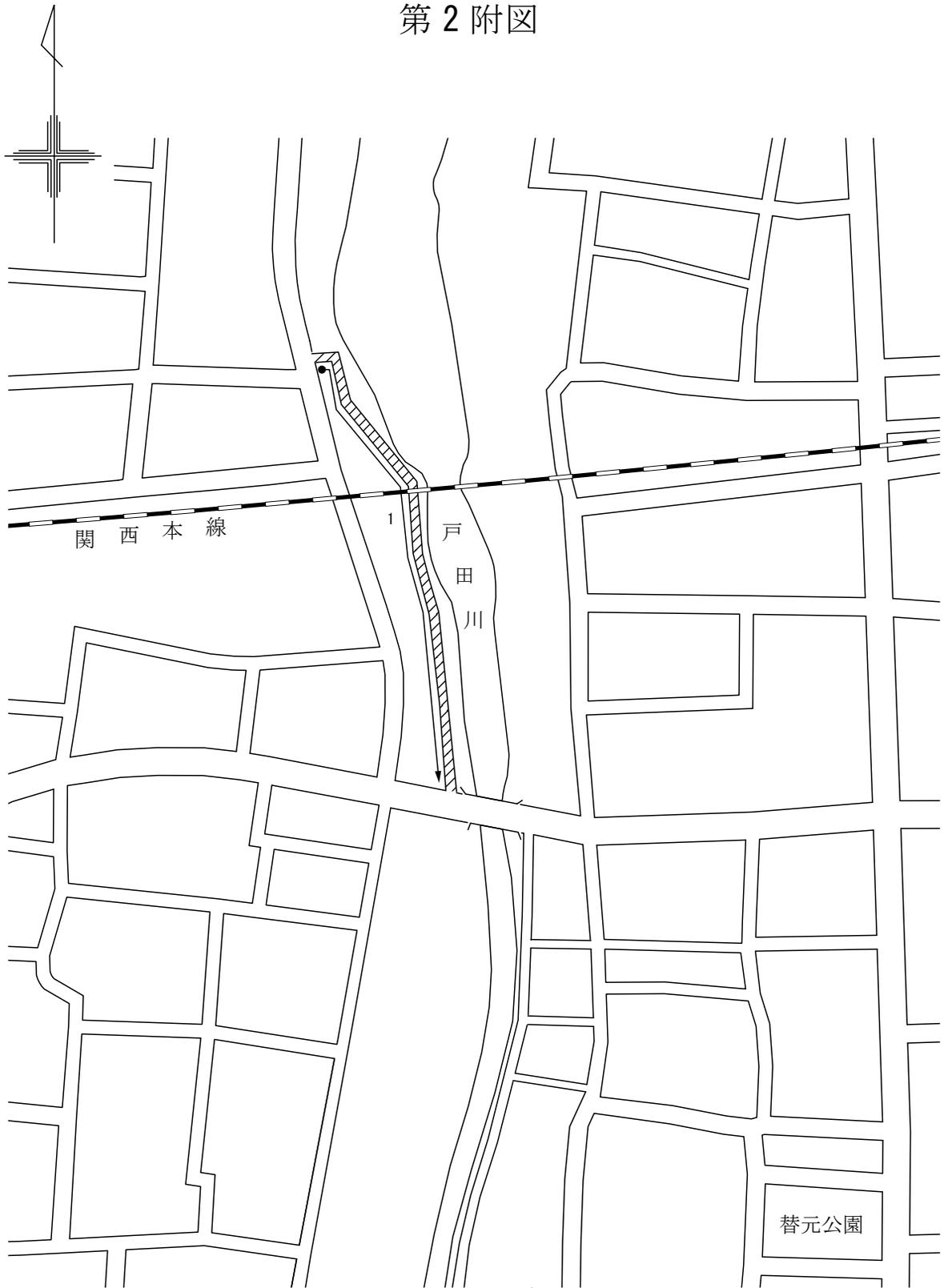
# 第1 附図



## 凡例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

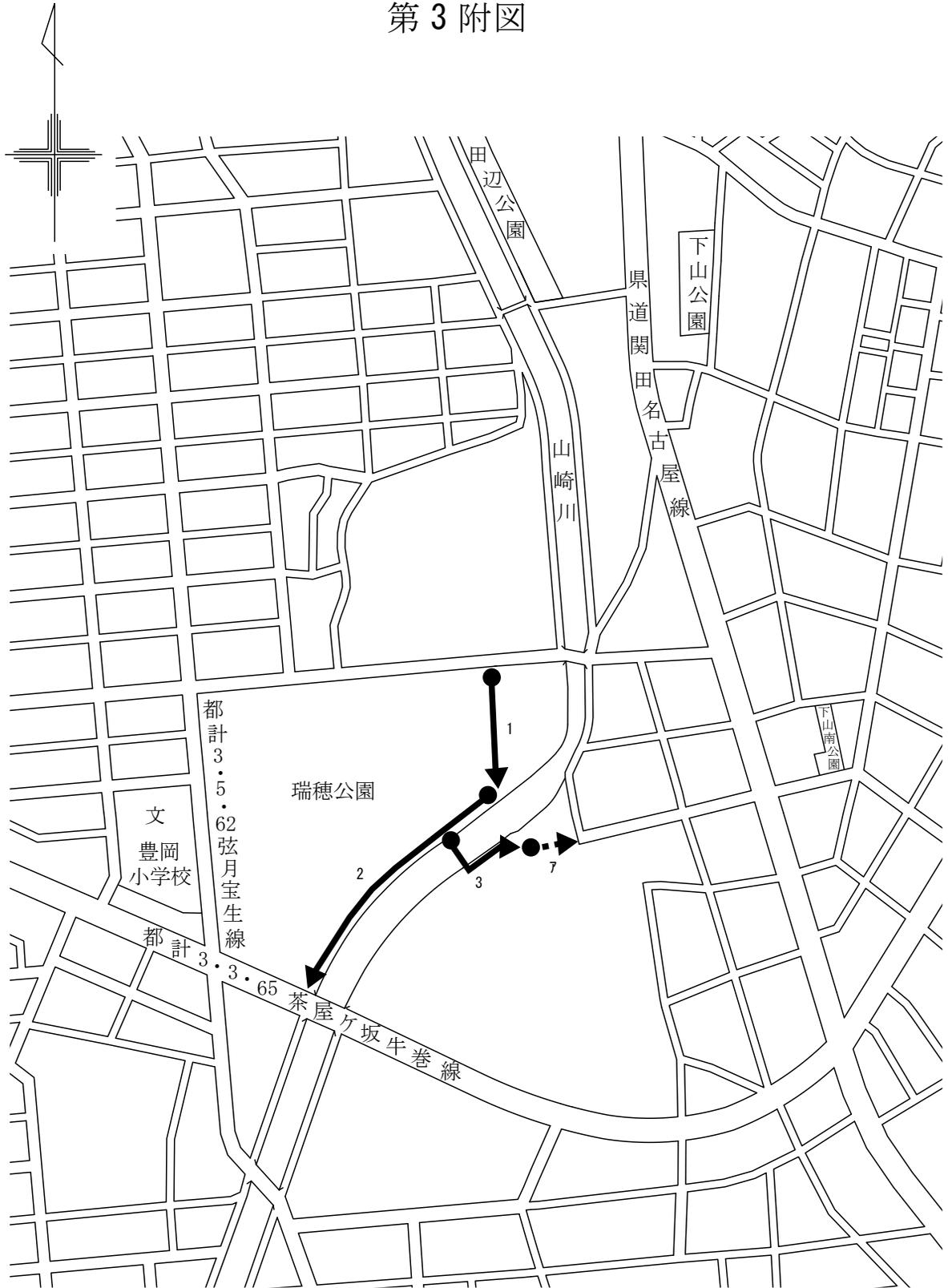
## 第2附図



### 凡例

 市道に認定する路線  


# 第3 附図



## 凡 例

- - - - -> 一部廃止し供用廃止する部分
- - - - -> 廃止する路線

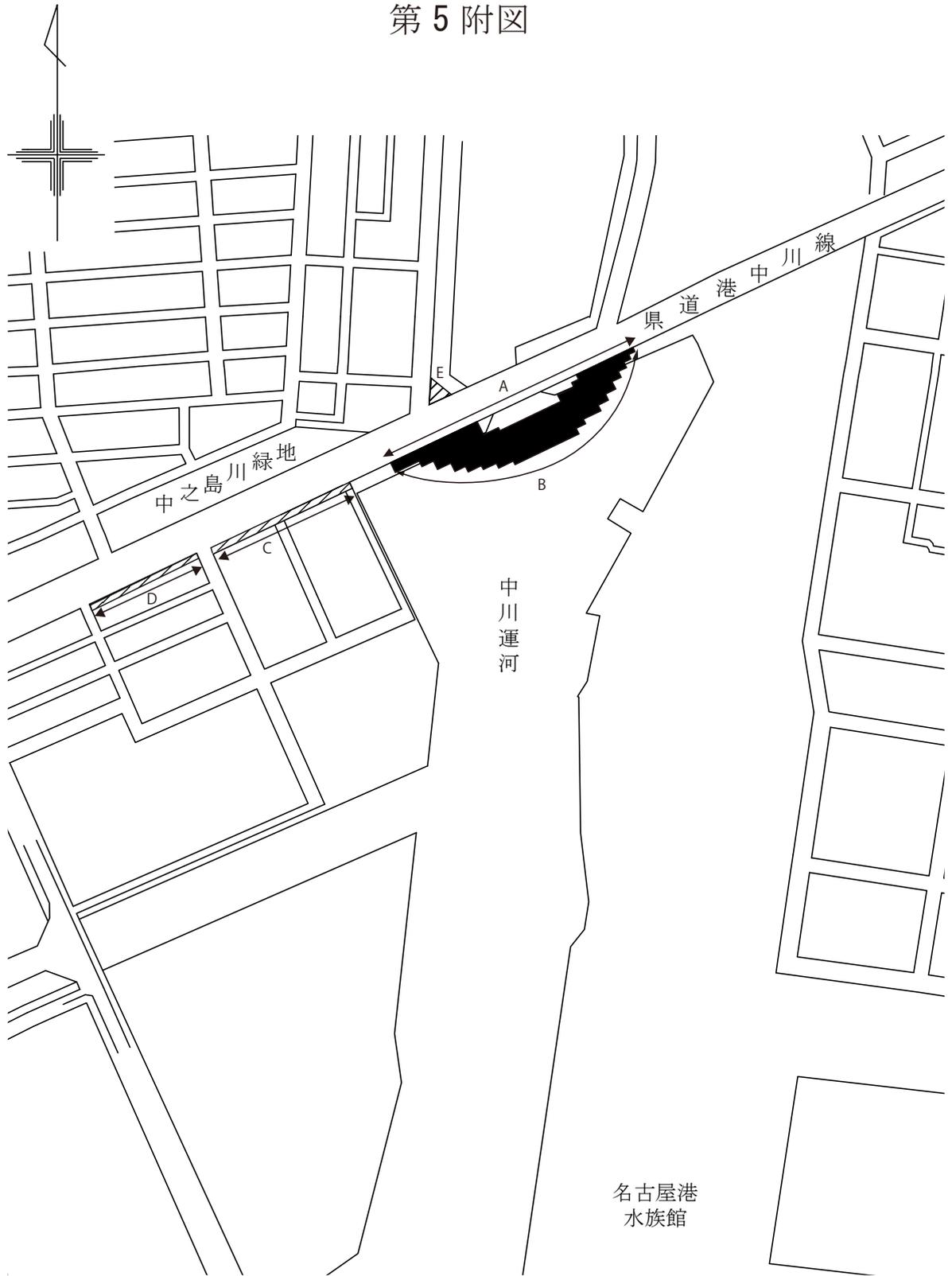
第4附図



凡例

➡ 廃止する路線

# 第 5 附図



## 凡 例

- 
区域変更により道路の区域  
とし供用開始する部分
- 
区域変更により道路の区域  
を廃止する部分

# 第6 附図



## 凡例



区域変更により道路の区域を廃止する部分

## 名古屋市告示第 622号

### 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

## 2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

### (1) 申込みの資格

- ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。
- イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

### (2) 申込み用紙の交付

- ア 場所  
各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 4年10月31日（月）から同年11月15日（火）までの午前 8時45分  
から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋  
市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋  
市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事  
務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持  
参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、  
勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局新型コロナウイルス  
感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 4年11月 1日（火）から同月15日（火）までの午前 8時45分から  
午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 4年12月14日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅  
空家住宅 51戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれ

れかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表ノ 2 の規定により、特別項症から第 3 項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

事故住宅 2戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

## 名古屋市告示第 623号

### 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和4年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

#### 1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

#### 2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

### 3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 4年11月 1日（火）から同月15日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 4年11月 1日（火）から同月15日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 4年11月 1日（火）から同月15日（火）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

(2) 日時

令和 4年12月14日（水）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 34戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第 624号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称          | 事業所の名称                            | 事業所の所在地                       | 指定年月日           | サービスの種類                  |
|-----------------|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 株式会社デザ<br>インケア  | みんなのかか<br>りつけ訪問看<br>護ステーショ<br>ン黒川 | 名古屋市北区黒<br>川本通 4丁目35<br>番地の 2 | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         |
| 株式会社N.<br>E     | 訪問看護ステ<br>ーションL i<br>g h t        | 名古屋市中区丸<br>の内一丁目 2番<br>9号     | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         |
| セントケア中<br>部株式会社 | セントケア訪<br>問看護ステー<br>ション御器所        | 名古屋市昭和区<br>紅梅町 3丁目 2<br>番地の 1 | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         |
| アースサポー<br>ト株式会社 | アースサポー<br>ト名古屋中川                  | 名古屋市中川区<br>五女子町 3丁目<br>43番地   | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴<br>介護 |

2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称            | 事業所の名称             | 事業所の所在地               | 指定年月<br>日       | サービスの種類 |
|-------------------|--------------------|-----------------------|-----------------|---------|
| 株式会社スタートアップ       | 訪問看護 リンク           | 名古屋市千種区霞ヶ丘 2丁目 9番 1号  | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護    |
| 株式会社エイルサポート       | デイサービス エイル         | 名古屋市西区山木二丁目 190番地     | 令和 4年<br>10月 1日 | 通所介護    |
| 株式会社HEART OF GOLD | 訪問介護 P l a i s i r | 名古屋市中村区沖田町 418番地      | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社オーディーエス       | ヘルパーステーションなないろ     | 名古屋市中村区太閤二丁目 3番 7号    | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社オーディーエス       | 訪問看護ステーションなないろ     | 名古屋市中村区太閤二丁目 3番 7号    | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護    |
| 有限会社トマト           | 訪問看護ステーショントマト      | 名古屋市中村区北畑町 3丁目27番地の 1 | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問看護    |
| Wel f e c k 株式会社  | リンクケア訪問介護          | 名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目 2番地の 2 | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社ソーシャルラビット     | ヘルパーステーション ラビット    | 名古屋市中川区新家三丁目1410番地    | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護    |
| I . S . Y . 株式会社  | 訪問介護心              | 名古屋市港区港栄二丁目 1番 3号     | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護    |

|                       |                 |                                       |                 |      |
|-----------------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------|------|
| SHK合同会社               | ヘルパーステーションいちばん星 | 名古屋市守山区<br>村前町 166番地                  | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護 |
| 株式会社夢眠ホーム             | デイサービス夢眠まちきた    | 名古屋市守山区<br>町北 7番 8号                   | 令和 4年<br>10月 1日 | 通所介護 |
| 合同会社千のきずな             | 居宅支援センター千のきずな   | 名古屋市名東区<br>極楽三丁目 304番地                | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護 |
| S' a p p u y e r 株式会社 | 訪問介護事業所 笑実      | 名古屋市天白区<br>天白町大字八事<br>字山田24番地の<br>368 | 令和 4年<br>10月 1日 | 訪問介護 |

### 3 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称              | 事業所の名称           | 事業所の所在地                   | 指定年月日           | サービスの種類                    |
|---------------------|------------------|---------------------------|-----------------|----------------------------|
| 社会医療法人<br>愛生会       | 愛生複合型サービスセンター辻本通 | 名古屋市北区辻<br>本通 2丁目38番<br>地 | 令和 4年<br>10月 1日 | 複合型サービス<br>(看護小規模多機能型居宅介護) |
| 株式会社IT<br>ケアソリューション | 樹楽 中村二瀬          | 名古屋市中村区<br>二瀬町72番地        | 令和 4年<br>10月 1日 | 地域密着型通所介護                  |
| 株式会社Jフ<br>ロンティア     | 山根グリーンサロン        | 名古屋市天白区<br>山根町43番地の<br>3  | 令和 4年<br>10月 1日 | 地域密着型通所介護                  |

### 4 指定居宅介護支援事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------|--------|---------|-------|---------|
|        |        |         |       |         |

|             |                   |                     |                 |        |
|-------------|-------------------|---------------------|-----------------|--------|
| 株式会社華すみ     | ふるけあサポート          | 名古屋市東区芳野一丁目 8番10号   | 令和 4年<br>10月 1日 | 居宅介護支援 |
| 株式会社ひのとり    | ひのとり居宅介護支援事業所大曾根  | 名古屋市北区山田二丁目 4番58号   | 令和 4年<br>10月 1日 | 居宅介護支援 |
| 株式会社ウルトラス   | 緑の家 けあぷらん 名西      | 名古屋市西区上小田井二丁目 101番地 | 令和 4年<br>10月 1日 | 居宅介護支援 |
| 合同会社あいり     | 華ケアプランセンター        | 名古屋市西区則武新町二丁目 2番30号 | 令和 4年<br>10月 1日 | 居宅介護支援 |
| 社会福祉法人杏園福祉会 | あつたファミリア居宅介護支援事業所 | 名古屋市熱田区六番一丁目 1番 5号  | 令和 4年<br>10月 1日 | 居宅介護支援 |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 625号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称        | 事業所の名称                   | 事業所の所在地                    | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類  |
|---------------|--------------------------|----------------------------|----------------|--|
| 株式会社アイ<br>ハート | 福祉用具レン<br>タル販売 和<br>心かぞく | 名古屋市中川区<br>長須賀二丁目<br>901番地 | 令和 4年<br>8月31日 | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具<br>貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉<br>用具販売 |

2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称          | 事業所の名称                   | 事業所の所在地                    | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類 |
|-----------------|--------------------------|----------------------------|----------------|---------|
| 有限会社アイ<br>ウイッシュ | アイウイッシ<br>ュ指定訪問介<br>護事業所 | 名古屋市中川区<br>法華西町64番地<br>の 1 | 令和 4年<br>8月18日 | 訪問介護    |
| 株式会社HE          | あおぞら介護                   | 名古屋市中川区                    | 令和 4年          | 訪問介護    |

|                            |                  |                          |                |      |
|----------------------------|------------------|--------------------------|----------------|------|
| ART&SO<br>UL               |                  | 九重町11番17号                | 8月31日          |      |
| 株式会社ジー<br>エヌエスホー<br>ルディングス | みのりライフ<br>介護センター | 名古屋市名東区<br>一社一丁目79番<br>地 | 令和 4年<br>8月31日 | 訪問介護 |

### 3 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称          | 事業所の名称        | 事業所の所在地                   | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類       |
|-----------------|---------------|---------------------------|----------------|---------------|
| 株式会社エイ<br>ルサポート | デイサービス<br>エイル | 名古屋市西区山<br>木二丁目 190番<br>地 | 令和 4年<br>8月31日 | 地域密着型通所介<br>護 |

### 4 指定居宅介護支援事業者

| 事業者の名称           | 事業所の名称                     | 事業所の所在地                     | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類 |
|------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------|---------|
| 有限会社アイ<br>ウイッシュ  | アイウイッシ<br>ュ指定居宅介<br>護支援事業所 | 名古屋市中川区<br>法華西町64番地<br>の 1  | 令和 4年<br>8月18日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社トラ<br>ストコープ  | 華ケアプラン<br>センター             | 名古屋市西区則<br>武新町一丁目 1<br>番10号 | 令和 4年<br>8月26日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社そら           | ケアプランセ<br>ンターそら            | 名古屋市北区楠<br>二丁目 519番地        | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援  |
| 医療法人古山<br>医院     | 介護支援セン<br>ターさつき            | 名古屋市中村区<br>太閤通 4丁目65<br>番地  | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社瑞穂<br>介護センター | 瑞穂介護セン<br>ター               | 名古屋市瑞穂区<br>下坂町 2丁目 1        | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援  |

|                 |                           | 番地                            |                |        |
|-----------------|---------------------------|-------------------------------|----------------|--------|
| 医療法人偕行<br>会     | ケア・コーデ<br>ィネイトなか<br>がわ    | 名古屋市中川区<br>法華一丁目 172<br>番地    | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援 |
| 株式会社アド<br>ニスライフ | 居宅介護支援<br>事業所 つく<br>し みなみ | 名古屋市南区塩<br>屋町 3丁目 5番<br>地の 1  | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援 |
| 有限会社マイ<br>ンズ    | まいんず居宅<br>介護支援事業<br>所     | 名古屋市緑区池<br>上台三丁目66番<br>地      | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援 |
| 社会福祉法人<br>フジ福祉会 | 香南パラダイ<br>ス居宅介護支<br>援事業所  | 名古屋市名東区<br>香南二丁目1301<br>番地の 1 | 令和 4年<br>8月31日 | 居宅介護支援 |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 626号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に  
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関  
として、次の機関を指定しました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

| 医療機関名                          | 所在地                       | 指定年月日       |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|
| 耳鼻咽喉科・小児<br>耳鼻咽喉科はまじ<br>まクリニック | 名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番地<br>の 1 | 令和 4年 4月 1日 |
| 金山ファミリーク<br>リニック               | 名古屋市熱田区金山町一丁目 5番地<br>の 3  | 令和 2年 4月 1日 |
| ふかや腎泌尿器科<br>クリニック              | 名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地<br>の45 | 令和 4年 9月 1日 |
| みずのクリニック<br>水広分院               | 名古屋市緑区水広三丁目 806番地         | 令和 4年 6月 1日 |
| 医療法人順秀会一                       | 名古屋市名東区高社一丁目 261番地        | 令和 4年 7月 1日 |

|                   |                  |          |
|-------------------|------------------|----------|
| 社内科               |                  |          |
| 天白たかさかの森<br>クリニック | 名古屋市天白区高坂町88番地の1 | 令和4年9月1日 |

## 2 歯科

| 医療機関名              | 所在地                | 指定年月日     |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 中原歯科医院             | 名古屋市東区徳川一丁目601番    | 令和4年4月15日 |
| 富士歯科               | 名古屋市西区中小田井五丁目475番地 | 令和4年5月1日  |
| 医療法人わしの歯<br>科クリニック | 名古屋市昭和区川名山町1丁目88番地 | 令和4年1月1日  |
| まごころの杜クリ<br>ニック    | 名古屋市熱田区幡野町17番10号   | 令和4年11月1日 |

## 3 薬局

| 医療機関名                      | 所在地                | 指定年月日    |
|----------------------------|--------------------|----------|
| きくい調剤薬局                    | 名古屋市西区那古野二丁目11番17号 | 令和4年8月1日 |
| ビー・アンド・デ<br>ィー調剤薬局新守<br>山店 | 名古屋市守山区金屋一丁目10番26号 | 令和4年8月1日 |

## 4 訪問看護

| 医療機関名          | 所在地              | 指定年月日    |
|----------------|------------------|----------|
| 訪問看護ステーシ<br>ョン | 名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目7番地 | 令和4年8月1日 |

|                      |                              |             |
|----------------------|------------------------------|-------------|
| ヨンHARU N<br>O CLOVER | の 2                          |             |
| ナースステーションAlbero      | 名古屋市南区桜本町50番地の 2             | 令和 4年 7月 1日 |
| あしたば訪問看護<br>ステーション   | 名古屋市守山区大字中志段味字唐池<br>462番地の66 | 令和 4年 8月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 627号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

| 医療機関名                  | 所在地                   | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------|-------------|
| 耳鼻咽喉科・小児耳鼻咽喉科はまじまクリニック | 名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番地の 1 | 令和 4年 4月 1日 |
| 星のまちクリニック              | 名古屋市名東区牧の原三丁目 301番地   | 令和 4年 9月 1日 |
| おしどり在宅クリニック            | 名古屋市天白区平針二丁目1010番地    | 令和 4年 8月 1日 |

2 歯科

| 医療機関名      | 所在地                 | 廃止年月日       |
|------------|---------------------|-------------|
| かみやま歯科     | 名古屋市東区東大曾根町20番13号   | 令和 4年 7月26日 |
| 中原歯科医院     | 名古屋市東区徳川一丁目 601番    | 令和 4年 4月15日 |
| 富士歯科       | 名古屋市西区中小田井五丁目 475番地 | 令和 4年 5月 1日 |
| わしの歯科クリニック | 名古屋市昭和区川名山町 1丁目88番地 | 令和 4年 1月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 628号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

|           |                  |                |
|-----------|------------------|----------------|
| 医 療 機 関 名 | 旧                | わたなべメンタルクリニック  |
|           | 新                | 藤が丘こころと体のクリニック |
| 所 在 地     | 名古屋市名東区藤が丘 141番地 |                |
| 変 更 年 月 日 | 令和 4年 9月 1日      |                |

2 訪問看護

|           |                |                       |
|-----------|----------------|-----------------------|
| 医 療 機 関 名 | 訪問看護ステーションスマイル |                       |
| 所 在 地     | 旧              | 名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1 |
|           | 新              | 名古屋市昭和区広路通 3丁目 7番地の 1 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 4年 5月26日    |                       |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 629号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

| 医療機関名        | 所在地                 | 廃止年月日       |
|--------------|---------------------|-------------|
| 森医院          | 名古屋市中村区西米野町 3丁目16番地 | 令和 4年 6月18日 |
| 金山ファミリークリニック | 名古屋市熱田区金山町一丁目 5番 3号 | 令和 2年 4月 1日 |

2 歯科

| 医療機関名  | 所在地                 | 廃止年月日       |
|--------|---------------------|-------------|
| 小山歯科医院 | 名古屋市中川区五女子一丁目11番17号 | 令和 4年 9月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 630号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

| 施 術 機 関 名         | 所 在 地                 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|-----------------------|-------------|
| 施 術 者 名           |                       |             |
| 鍼灸マッサージサロンオルカ     | 名古屋市中区栄三丁目25番23号      | 令和 4年 9月 1日 |
| 瀬井 知里             |                       |             |
| KE i ROW緑区南ステーション | 名古屋市緑区鳴海町字細根 110番地の 1 | 令和 4年 8月 1日 |
| 平岩 裕士             |                       |             |
| KE i ROW緑区南ステーション | 名古屋市緑区鳴海町字細根 110番地の 1 | 令和 4年 8月 1日 |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 杉野 豊子 |  |  |
|-------|--|--|

2 はり・きゅう

| 施 術 機 関 名             | 所 在 地                     | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------|---------------------------|-------------|
| 施 術 者 名               |                           |             |
| 鍼灸マッサージサ<br>ロンオルカ     | 名古屋市中区栄三丁目25番23号          | 令和 4年 9月 1日 |
| 瀬井 知里                 |                           |             |
| KE i ROW緑区<br>南ステーション | 名古屋市緑区鳴海町字細根 110番地<br>の 1 | 令和 4年 8月 1日 |
| 平岩 裕士                 |                           |             |
| KE i ROW緑区<br>南ステーション | 名古屋市緑区鳴海町字細根 110番地<br>の 1 | 令和 4年 8月 1日 |
| 杉野 豊子                 |                           |             |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 631号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

|           |   |                             |
|-----------|---|-----------------------------|
| 施 術 者 名   |   | 荒田 和広                       |
| 施 術 所 名   | 旧 | マルサ治療院                      |
|           | 新 | 訪問鍼灸マッサージKE i ROW名東区東ステーション |
| 所 在 地     | 旧 | 名古屋市中村区井深町15番33号            |
|           | 新 | 名古屋市名東区藤森西町 801番地           |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 4年 8月 9日                 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 632号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年10月26日

名古屋市長 河 村 たかし

| 許可年月日及び<br>許可番号             | 開発区域又は工区に<br>含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の<br>住所及び氏名                                  |
|-----------------------------|--------------------------|---|
| 令和 4年 3月 8日<br>3指令住開指第 116号 | 名古屋市中川区戸田四<br>丁目2001番 1  | 名古屋市瑞穂区妙音通三<br>丁目31番地の 1<br>株式会社AVANTIA<br>代表取締役 沢田康成 |
| 令和 3年10月 5日<br>3指令住開指第58号   | 名古屋市緑区桶狭間西<br>172番 1外13筆 | 愛知県岡崎市赤渋町字本<br>屋敷22番地 2<br>大興建設株式会社<br>代表取締役 手島三治     |

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 633号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

令和 4年10月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号  
公益財団法人名古屋市みどりの協会  
理事長 千田 博之

2 委託した期間

令和 4年 9月28日から同年11月30日までのうち名古屋市農業センター条例  
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条ただし書に規定する市長  
が指定する期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 634号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 4年10月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地 798

3 設立認可の年月日

平成30年 4月20日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地 798」を「名古屋市緑区徳重二丁目 114番地」に改める。

5 変更認可の年月日

令和 4年10月28日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市達第32号

観光文化交流局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月27日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。<br>（略）<br>観光文化交流局<br>（略）<br>観光交流部<br>（略）<br>M I C E 推進室<br>（略）<br><u>主 査（G7誘致等に係る企画調整）(3)</u><br><u>(1) G7の誘致等に係る企画及び調整に関すること。</u><br>（略） | 第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。<br>（略）<br>観光文化交流局<br>（略）<br>観光交流部<br>（略）<br>M I C E 推進室<br>（略）<br>（略） |

附 則

この達は、令和4年11月1日から施行する。

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月27日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>総 務 局</p> <p>(略)</p> <p>総合調整部</p> <p>(略)</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会推進室<br/>推 進 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(略)</p> | <p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>総 務 局</p> <p>(略)</p> <p>総合調整部</p> <p>(略)</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会推進室<br/>推 進 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(略)</p> |

附 則

この達は、令和4年11月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第28号

教育委員会定例会の開催について

令和4年11月2日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年10月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

令和4年度一般会計補正予算について

教職員人事について

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第26号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月24日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第48条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 全国の区域を支払地とし、電子交換所に参加する金融機関を支払人として定めたもの

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

## 名古屋市交通局告示第12号

「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和4年10月27日

名古屋市交通局長 小林 史郎

### 1 発売対象者

「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」謎解きキット購入者に対して発行します。

### 2 料金

620円

### 3 有効期間

令和4年10月28日から令和5年3月12日まで

### 4 発売枚数

20,000枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

### 5 発売場所

各乗車券発行所並びにオアシス21iセンター、名古屋市金山観光案内所及びナゾ・コンプレックス名古屋店（矢場町）とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

## 6 使用条件

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

## 7 発売期間

令和4年10月28日から令和5年3月12日まで

## 8 料金の還付

(1) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎2020リバイバル」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱い、その期間は令和5年3月12日までとします。

(2) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

## 9 不正使用

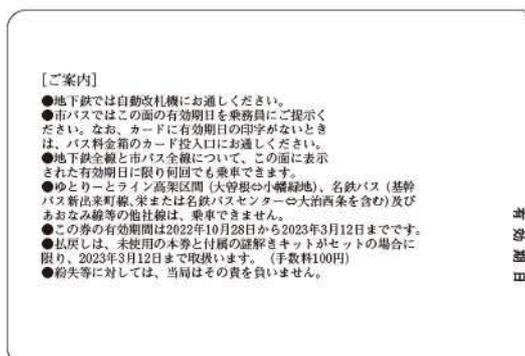
地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

## 10 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第13号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和4年10月28日から次のように改正します。

令和4年10月27日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号に次のように加えます。

ケ 令和4年名古屋市交通局告示第12号（「地下迷宮に眠る謎2020  
リバイバル」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について）に規定  
する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項に次の1号を加えます。

(5) 令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全  
線一日乗車券の料金

表株式会社めいかん企画の項の次に次のように加えます。

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 株式会社SCRAP<br>東京都渋谷区千駄ヶ谷<br>五丁目20番4号 | 令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定す<br>る地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金 |
|-------------------------------------|---|

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年10月26日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 ほか 7筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| No. | 変更前     |                |                   | 変更後     |                |                  | 変更年月日     |
|-----|---------|----------------|-------------------|---------|----------------|------------------|-----------|
|     | 氏名又は名称  | 代表者の氏名         | 住所                | 氏名又は名称  | 代表者の氏名         | 住所               |           |
| 1   | 株ヤマダデンキ | 代表取締役<br>小林 辰夫 | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 変更なし    | 代表取締役<br>上野 善紀 | 変更なし             | 令和4年4月1日  |
| 2   | 株名鉄百貨店  | 代表取締役<br>柴田 浩  | 名古屋市中村区名駅一丁目2番1号  | 変更なし    | 代表取締役<br>石川 仁志 | 変更なし             | 令和4年6月23日 |
| 3   | 名鉄産業(株) | 代表取締役<br>林 裕二  | 名古屋市中村区前浜通七丁目28番地 | 株名鉄生活創研 | 代表取締役<br>足立 洋平 | 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号 | 令和4年7月1日  |

3 変更の日

2で既述

#### 4 変更する理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 3の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため

#### 5 届出の日

令和 4年10月 7日

#### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年10月26日から令和 5年 2月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

#### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 2月27日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和4年度名古屋市職員第1類採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和4年10月28日

名古屋市人事委員会委員長 市橋克哉



令和4年度

名古屋市職員採用試験案内  
(第1類 [大学卒業程度・22～30歳])  
【追加募集：土木・建築・電気】

【申込期間】 令和4年10月28日  
10月31日(月)から11月21日(月)までの申込完了分有効 名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的  
に行動できる人材を求めています。

注意事項

- 本試験に合格された方は、**原則として令和5年4月採用**です。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。  
採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公  
式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

| 試験区分   |     | 採用予定人員 | 主な職務内容   |
|--------|-----|--------|--|
| 技<br>術 | 土 木 | 10名程度  | 本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監<br>理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守<br>管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守<br>管理等 など |
|        | 建 築 | 5名程度   |  |
|        | 電 気 | 5名程度   |  |

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に  
掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

## 2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

### (1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・ 平成4年(1992年)4月2日から平成13年(2001年)4月1日までに生まれた方
- ・ 平成13年(2001年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和5年(2023年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

### (2) 次のいずれにも該当しない者

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

### (3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

### 〈その他〉

- ・ 日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。(P6「7(5)」及びP7「13(1)」参照)
- ・ 令和4年6月19日に実施した本市採用試験の申込者も、申込みできます。

### 3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

| 試験の流れ       | 日程  |
|-------------|---|
| 受験申込        | 10月31日(月)～11月21日(月)   |
| 受験票発送       | 11月29日(火)   |
| 第1次試験       | <p style="text-align: center;"><b>12月4日(日)</b></p> <p><b>着席 午前9時00分</b><br/>終了予定 午後4時00分頃 &lt;昼休憩あり&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次試験会場は、市内の大学を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。</li> <li>・第1次試験科目は、4ページをご覧ください。</li> </ul> <p><b><u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></b></p> |
| 第1次試験合格者発表  | 12月16日(金)   |
| 第2次試験（個別面接） | 令和5年1月12日(木)  |
| 最終合格者発表     | 令和5年1月25日(水)  |

#### <合格者発表について>

- ・合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

#### ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で12月23日(金)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

#### イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

#### <面接について>

- ・個別面接の会場は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

#### <試験会場について>

- ・試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・試験会場内の下見はできません。
- ・試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

## 4 試験方法

### (1) 合格者の決定方法

- ・ 最終合格者は、第1次試験以降各段階の全ての得点を合計して決定します。
- ・ 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。なお、第1次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は採点しません。

### (2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

| 試験科目  |                | 試験の内容  | 配点     |
|-------|----------------|--|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(75分)  | 公務員として必要な基礎的な知的能力をみる試験（択一式）<br>（社会への関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力）<br>〈60問必須解答〉 | 210点   |
|       | 専門試験<br>(120分) | 各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）<br>（各試験区分における出題分野は【別表】参照）<br>〈30問必須解答〉       | 390点   |
| 第2次試験 | 個別面接           | 個別面接   | 1,800点 |
|       | 論文試験<br>(60分)  | 与えられた課題についての記述式試験 《12月4日（日）実施》   | 600点   |

### 【別表】第1次試験専門試験の出題分野

| 試験区分 | 出題分野   |
|------|--|
| 土 木  | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工                |
| 建 築  | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工 |
| 電 気  | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学             |

## 5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 閉庁日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示及び「採用試験に関するよくある質問 (FAQ)」をご一読ください。

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 利用環境                  | <p>インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニエンスストアのマルチコピー機などで印刷してください。</li> <li>・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。<br/><a href="https://get.adobe.com/jp/reader/">https://get.adobe.com/jp/reader/</a></li> <li>・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。</li> <li>・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (<a href="https://graffer.jp/faq/smart-apply">https://graffer.jp/faq/smart-apply</a>)」をご覧ください。</li> </ul> |   |
| 申込から第1次試験までの流れ        |   |   |
| 申込期間                  | <p>10月31日(月)から11月21日(月)までに申込が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</li> <li>・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください</li> </ul>  |   |
| 申込方法                  | <p>① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (<a href="https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya">https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya</a>) にアクセスしてください。</p> <p>② キーワード検索で、「職員採用試験」と検索してください。</p> <p>③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。</p>  |    |
| 受験票等の<br>交付<br>11/29～ | 受験票及び<br>写真票兼承諾書の<br>印刷・写真添付・署名   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月29日(火)以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。)</li> <li>・ 11月30日(水)までに電子メールが届かない場合は人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。</li> </ul> |
| 第1次試験<br>12/4         | 受験票及び<br>写真票兼承諾書を提示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。</li> </ul>   |

## 6 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、原則として令和5年4月です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

## 8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

| 請求できる人        | 開示内容                  | 請求期間  | 請求方法  |
|---------------|-----------------------|---|---|
| 第1次試験<br>不合格者 | 科目別得点<br>総合得点<br>総合順位 | 第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日までの開庁日<br>(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)<br>{ ・ 9:00~12:00<br>・ 13:00~17:00 | 人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 <b>受験者本人</b> が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。<br>(1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの)<br>(2) 受験票 |
| 第2次試験<br>不合格者 | 科目別得点<br>総合得点<br>総合順位 |   |   |

- (注) ・ 試験実施日に受験しなかった科目がある方は、対象となりません。  
・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。  
・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。  
・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

## 9 主な勤務条件

(令和4年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

- (1) 初任給の例

210,450円

(注) ・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

- (2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (3) 勤務時間等(勤務場所により別の定めとなる場合があります。)

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

## 10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、**公式Twitter又は公式LINE**により、当日午前7時以降にお知らせします。(Twitterのフォロー・LINEの登録は8ページ「情報コーナー」をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

## 11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

## 12 令和4年6月実施試験の実施結果

| 試験区分 | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 倍率 (倍) |
|------|----------|----------|--------|
| 土 木  | 4 8      | 3 0      | 1 . 6  |
| 建 築  | 2 8      | 2 2      | 1 . 3  |
| 電 気  | 2 4      | 8        | 3 . 0  |

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

## 13 その他

### (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

### (2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、8ページの「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 11月8日(火)までの消印有効 **《持込不可》**

(注) 申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 11月21日(月)までの消印有効 **《持込不可》**

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（〇〇（試験区分）請求」（朱書き）

（例）「第1類採用試験申込書（土木）請求」

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。  
ぜひご覧ください！



◇ 「名古屋市職員採用案内 技術職」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、  
業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。  
フォローをお待ちしております！



◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。  
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録してく  
ださい。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。